

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

令和5年7月5日答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

国民年金関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越 (神奈川) (受) 第 2300015 号  
厚生局事案番号 : 関東信越 (神奈川) (国) 第 2300006 号

## 第1 結論

昭和 64 年 1 月の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

その余の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 38 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 60 年 6 月から昭和 63 年 3 月まで  
② 昭和 64 年 1 月

請求期間①について、私は、昭和 60 年 6 月頃、A 市役所で国民年金の加入手続を行い、当該期間の国民年金保険料については、自宅近くの B 銀行で当初は毎月納付し、後にいつからかは覚えていないが前納により納付した。

請求期間②について、昭和 63 年 11 月に A 市から C 市 D 区へ転居したが、A 市にあった自身の作業場近くの E 銀行 F 支店で当該期間を含む何か月分かの国民年金保険料を遡ってまとめて納付した。

しかし、国の記録では、請求期間①及び②の国民年金保険料が未納となっていることに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

1 請求期間②について、請求者は、請求期間②当時、何か月分かの国民年金保険料を遡ってまとめて納付したことがあったと思う旨陳述しているところ、請求者に係る C 市の国民年金被保険者名簿によると、請求期間②直前である昭和 63 年 11 月及び同年 12 月の保険料について過年度納付されていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、請求期間②直後から 60 歳に到達するまでの期間の国民年金保険料に未納はなく、当該期間のうち一部の期間については、保険料が前納により納付されていることが確認できるとともに、国民年金の住所変更や国民年金第 3 号被保険者への種別変更の切替手続も適正に行われているなど、国民年金への関心は高かったことがうかがわれ、請求者が、1 か月と短期間である当該期間の保険料を納付していたと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、請求期間②の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

2 請求期間①について、請求者は、昭和 60 年 6 月頃に A 市役所で国民年金の加入手続を行った旨主張しているところ、請求者の国民年金の加入手続時期は、請求者の国民年金手帳記号番号（\*）の前後の番号が付与された任意加入被保険者の資格取得日から、昭和 63 年 4 月頃と推認され、請求者の主張する加入手続時期と一致しない。

また、請求者は、請求期間①の国民年金保険料について、当初は毎月納付し、時期は覚えていないが途中から前納により納付した旨主張しているが、請求者は、前述の推認される加入手続時期まで国民年金に未加入であり、請求期間①当時において、請求期間①に係る保険料を納付することはできない。

さらに、請求者の主張のとおり、請求期間①の国民年金保険料を納付するためには、請求者に別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、社会保険オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査の結果、請求者に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらない。

このほか、請求者が請求期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）がなく、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川県)(受)第2300132号  
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川県)(厚)第2300015号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和37年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成元年8月21日から平成2年3月21日まで

請求期間において、A社に勤務していたが、厚生年金保険の記録では、当該期間に係る被保険者記録がない。

調査の上、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、請求期間において、A社に勤務していたと主張している。

しかしながら、i) オンライン記録によると、A社は、平成6年6月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていること、ii) 請求期間当時の事業主は既に亡くなっていること、iii) 商業登記簿謄本によると、同社は平成8年6月1日に解散しており、解散時の代表取締役は、会社の資料は保管していない旨回答していることから、請求者の請求期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、請求者のA社に係る雇用保険の加入記録は確認できない上、請求者は同僚照会を希望していないため、同僚から証言を得ることができないことから、請求者の請求期間における勤務実態及び同社における厚生年金保険の加入の取扱いについて確認することができない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。